



北朝鮮人権侵害問題啓発週間

求む！情報提供、深めよう拉致への意識！

北朝鮮人権侵害問題啓発週間とは？

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、

毎年12月10日から16日までの1週間

が「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定められました。

目的

- 北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深める。
- 国際社会と連携しつつ人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図る。

情報提供のお願い

福岡県警察では、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明事案に係る方々の氏名や行方不明状況等を、ホームページに掲載しています。

どんな些細なことでも構いませんので、情報提供をお願いします。



必ず 救い出す

北朝鮮
人権侵害問題
啓発週間

12月10日~16日

拉致被害者の1日も早い帰国を目指し、政府は全力で取り組んでまいります。

拉致問題の解決のためには、私たち一人ひとりの強い思いが必要です。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

●拉致問題対策本部ホームページ
<https://www.rachi.go.jp/>



●法務省ホームページ
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html>



政府主催 拉致問題に関するシンポジウム

※詳細は、追って拉致問題対策本部ホームページに掲載されます。政府拉致問題対策本部公式動画チャンネルで配信予定

日程 12月13日(土) 14時～

場所 イイノホール

(東京都千代田区内幸町 2-1-1)

主催 政府 拉致問題対策本部・法務省

お問い合わせ先 03-3581-8898



福岡県警ホームページ (<https://www.police.pref.fukuoka.jp>)

相談・情報提供窓口 → 情報提供窓口 → 警備 → 拉致の可能性を排除できない事案に係る方々